

国民健康保険「限度額適用認定証」が必要な方は申請を忘れずに

国民健康保険

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新時期です！(手続きが必要です)

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日(火)までです。

8月1日以降も認定証が必要なときは申請が必要です。

手続きするとなりが便利なの

病気やケガにより外来で高額になるときや入院した場合、入院費用の窓口負担を軽減することができます。

医療機関窓口で負担区分の限度額認定証を提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までになります。また住民税非課税世帯の人は食事負担額が軽減されます。

国民健康保険税の未納がない方が対象となります

住民税課税世帯の方は「限度額適用認定申請」に、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定申請」となります。

なお、(食事療養費)標準負担額減額

認定申請は、資格証明書を除く住民税非課税世帯の方が対象となります。
申請開始は8月1日です

手続きは市民課各窓口で行えます。
70歳以上の方は

70歳以上の方が外来で高額になるときや入院した場合は、「限度額適用認定証」は発行されません。ただし、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請することができます。

8月1日より高齢受給者証が新しくなります(手続き不要)

70歳から75歳未満の国民健康保険被保険者の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。病院等を受診する際は、国民健康保険被保険者証(保険証)とあわせて窓口にて提示してください。なお、新しい高齢受給者証は、23年中の所得の状況を参考に、一部負担金の割合が決定されています。平成24年7月31日有効期限の高齢受給者証は、市民課窓口へ返却してください。

もうすぐ70歳になるだけど…

〔適用時期〕

1日生まれの方は70歳になる誕生月の1日から、2日以降生まれの方は70歳になる誕生月の翌月1日から、適用月の前月末までに、受給者証を自宅に郵送します。

なお、住民税非課税世帯の方は、事前に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、外来で高額になるときや、入院時にその証を病院等に提示すると、支払いが低所得世帯の限度額までとなります。

〔受給者証の有効期限〕

平成25年7月31日まで

ただし、75歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日。

●問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

■70歳以上75歳未満の方

保険診療の1か月の自己負担限度額表

| 区分 | 負担割合 | 外来 | 入院 |
|--------------|------|---------|--|
| 現役並み所得者世帯 | 3割 | 44,400円 | 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ※(44,400円) |
| 一般所得者世帯 | 1割 | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得世帯(非課税世帯) | II | 1割 | 8,000円 |
| | I | 1割 | 15,000円 |

※同じ世帯で過去12カ月に高額療養費の支給を3回受けている場合、4回目からの自己負担限度額

◎低所得世帯IIとは…

世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の世帯

◎低所得世帯Iとは…

世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各種収入等から必要経費等(年金収入は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる世帯